地域再生計画

- 1.地域再生計画の名称 キラめく未来,人と自然が活きるまちづくり再生計画
- 地域再生計画の作成主体の名称
 津山市
- 3.地域再生計画の区域 津山市の全域

4.地域再生計画の目標

津山市は平成17年2月に津山市と加茂町,阿波村,勝北町,久米町が合併して誕生し,人口11万1,149人(平成17年4月1日現在),面積506.36k㎡で,岡山県東北部位置する。市内には,中国山地の深い森林と里山の豊かな緑があり,肥沃でなだらかな丘陵地を吉井川の清流が蛇行している。こうした自然環境に配慮した新しい街づくりに取り組むため,合併した5市町村では合併に先立ち津山新市建設計画を策定し,市民の生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮しながら,地域バランスを考慮した都市建設に取り組み,津山新市の活性化につなげていこうとしているところである。

このまちづくりの一環として、津山市では「自然環境の保全と循環型社会の形成」を掲げ、豊かな森林と清流に恵まれた自然環境・景観の保全と、環境にやさしい循環型社会の形成を目指している。特に、自然環境の保全においては、豊かな清流や四季豊かな田園風景などを今後も保全し、市内の自然環境を活かしたまちづくりを進める必要があると考えている。そのためには、市内面積の多くを占める森林を水源涵養、国土保全の観点から整備すると同時に、河川の水質浄化のために生活排水や産業排水の適正な処理を図る施設整備をより一層、推進する必要がある。これまでの具体的な事業としては、昭和52年から開始している市街地の中心部での公共下水道事業があり、平成3年度から一部供用を開始している。また、農業集落排水処理事業では、阿波地区が平成10年度、黒木地区が平成12年度、青柳地区が平成13年度、下津川地区が平成15年度にそれぞれ供用を開始している。さらに浄化槽設置整備事業では、平成16年度末で4,572基が補助対象として設置されている。この結果、汚水処理人口普及率では、平成16年度末現在で42%に達したものの、全国平均、県平均と比べ依然低迷している状況である。

このため,引き続き汚水処理施設の整備の促進を図り,豊かな自然環境・景観を保全するとともに,自然の恵みを享受する喜びを実感し,共有できるまちづくりによる

地域再生を目指すものである。

また,循環型社会の形成においては,ゴミの減量・リサイクルを推進すると同時に, 環境保全に対する市民意識の向上のために広報を行い,不法投棄の防止を努めるほか, 太陽光,風力,バイオマス等の新エネルギーの活用を促進する。

こうした取り組みを通じ、歴史的な景観や環境の保全を図りつつ豊かな定住環境の整備を促進すると同時に、居住周辺の身近な自とのふれあいの場、心やすらぐアメニティ空間、自然環境や環境教育のフィールド等の整備、さらには豊かな森林資源と自然環境を活用した体験学習や森林レクレーションの場として利用を図る。

(目標)汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を42%から54%に向上)

5.目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市全域で効率的な汚水処理施設の整備促進を図るため,現在,認可を受けている加茂地域(平成14年3月19日許可),勝北地域(平成15年1月8日許可),久米地域(平成15年9月25日許可)の公共下水道事業を整備するとともに,認可の拡大については適時に検討を行う。また,公共下水道認可区域及び農業集落排水整備地区以外の区域については,浄化槽設置整備事業を推進し,汚水処理人口普及率を向上させ,安全で潤いのある自然空間と快適で文化的な生活環境の提供ができるまちづくりを図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

・津山市

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 津山市加茂地域 津山市勝北地域 津山市久米地域
- ・浄化槽 公共下水道認可区域及び農業集落排水整備地区以外の区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成19年度~平成21年度
- ・浄化槽 平成17年度~平成21年度

[整備量]

・公共下水道 管渠 $75 \sim 250$ L = 43,300m(内交付金対象分 L = 33,600m)

処理場 1箇所(増設)

· 浄化槽 5 人槽 494 基 7 人槽 1,150 基 10 人槽 56 基(計 1,700 基) [事業費]

· 公共下水道

総事業費 4,461,000 千円

(うち単独分 1,119,000 千円) うち交付金対象分 1,685,150 千円)

・浄化槽

総事業費 709,710 千円

5 - 3 その他の事業

【自然環境の保全に関する主要事業】

・環境保全対策の促進

環境保全に対する意識啓蒙を促進すると同時に,自然保護活動団体の支援を行う。また,自然環境に配慮した計画的な土地利用を促進する。

・森林・里山の環境保全

鋭角的な造林と適正な森林管理を行いながら,里山整備を推進し,森林保護ボランティア等との協力やその活動支援を行う。

【循環型社会の形成に関する主要事業】

- ・循環型社会形成の推進 ゴミ減量化,リサイクルの推進等を行うほか,学校や地域等が連携した体験 型環境教育を推進する。
- ・不法投棄の防止 ゴミの不法投棄防止策の充実
- ・新エネルギー活用 風力発電整備事業,太陽光,風力,バイオマス等の新エネルギー対策の推進
- ・環境保全体制の整備 ISO14001の取り組み

6.計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画に掲げる目標について,平成22年度に目標の達成率を関係部局等と調査検討し,本事業の評価を行う。そこにおいて,事業の再評価,今後の汚水処理整備事業の遂行方法等を決定し,市民に対し公表する。

8.地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項該当なし